

# 浦安市ケアハウス「入居のしおり」

この「入居のしおり」は、入居者の皆さまが安心して生活をするための事項をまとめて記入しています。お読みになってケアハウスでの生活にお役立て下さい。

## 1. 職員配置人数

職種	人員(指定基準)
施設長	1名
生活相談員	1名以上
介護職員	2名以上
事務員	1名以上(兼務)
栄養士	1名以上(兼務)

## 2. 職員の勤務種別及び勤務時間

勤務種別	時間	配置人数
早 (月曜日～日曜日)	7:00～15:30	1名
日 (月曜日～金曜日)	8:30～17:00	※1名
遅 (月曜日～日曜日)	12:00～20:30	1名

※日の人数は、勤務表による

## 3. 共用施設・設備の利用

共用施設・設備	利用時間	使用料	利用方法等
事務室(1階) 内線 5002 外線 382-2943	7:00～20:30		職員は、毎日勤務しております。不在時及び左記時間以外は、事務室又は併設の特別養護老人ホーム職員(夜間、内線5200)が対応いたします。 外泊する場合は、所定の届出用紙をご提出ください。

共用施設・設備	利用時間	使用料	利用方法等
正面玄関	6：00～20：30  ※特養側の玄関は 6：00～21：00		<p>夕食をお召し上がりになれない場合、19時に安否確認を電話にて行います。お戻りが19時を過ぎる場合は、事前に「ケアハウス外出届兼玄関時間外開錠依頼書」にて「外出届」をご提出ください。なお、届けなくお戻りが19時を過ぎる場合は、電話連絡にてお戻りの時間をお知らせください。</p> <p>また、やむを得ずお戻りが21時を過ぎる場合は、事前に「ケアハウス外出届兼玄関時間外開錠依頼書」にて「玄関時間外開錠依頼書」をご提出ください。21時を過ぎてのお戻りの場合、ケアハウスへの入館は地下入口となりますので、ご了承ください。なお、やむを得ず指定した時間にお戻りになれない時は、20時までに電話連絡にてお戻りの時間をお知らせください。</p> <p>なお、21時を過ぎる入退館は緊急の場合に限ります。</p> <p>留守中に用件（宅配便の到着など）がある場合にも、ご連絡をお願いします。</p> <p>ご来訪者は、必ず事務室窓口にある「来訪者記入表」にご記入をお願いします。</p>

共用施設・設備	利用時間	使用料	利用方法等
食堂	<p>朝食 7:30～9:00</p> <p>昼食 12:00～13:30</p> <p>夕食 17:30～19:00</p> <p>※朝食の主食は、米飯とパンをお選びいただけます。なお、変更を希望される場合は、前月の15日までにお申し出ください。</p>	<p>来客者食事料金 朝食500円 昼食500円 夕食500円 行事食800円</p> <p>他の利用料金と併せて指定口座からの引き落としとなります。</p>	<p>食事は3食喫食制になっています。</p> <p>①食事が不要な場合 3日前の7時までに「欠食届」をご提出いただいた場合、生活費の減額を行います。</p> <p>②追食する場合 前日の午前中までに「追食届」をご提出ください。</p> <p>③食事時間終了30分前までに食堂にお越しください。</p> <p>衛生管理上、食事時間を過ぎての食事の置き置きはできませんのでご了承ください。また、食堂で提供された食事の食堂外への持ち出しはご遠慮ください。</p> <p>なお、食事以外の時間も食堂スペースは開放しておりますので、ご利用いただけます。</p> <p>行事で提供する食事は、自費が発生する場合があります。</p> <p>ご家族等が来られて配膳・下膳される場合、申請書は不要です。 ご来客者の食事を希望される場合には、前日の午前中までに、「来客食申込書」にてお申込みください。</p>
大浴室	14:00～20:30	無料	毎日、ご利用できます。
サウナ	14:00～19:00	無料	週1回ご利用になれます。持病や健康に不安のある方は、かかりつけ医へご相談ください。
個別浴室	10:00～17:00 (1回1時間程度)	100円/回 指定口座から引 落としになります	ご利用希望の方は「個別浴室利用希望届」を提出ください。浴室は2・3・4階エレベーター前にあり、ご利用はお一人週2回程度とします。
配膳・下膳		100円/回 指定口座から引 落としになります	体調不良で食堂へ来られない場合は居室への配膳・下膳を行います。ご利用の際には「食事配膳サービス利用申込書」をご提出ください。
申請代行		無料	日常生活を営むのに必要な行政機関等の手続きが困難な場合は、申し出に基づき申請の代行を行います。

共用施設・設備	利用時間	使用料	利用方法等
コピー		10円/枚 指定口座から引 落としになります	ご希望の方は、職員までお知らせく ださい。
談話室・食堂・各階 ロビー	6:00~21:00	無料	ご入居者同士やご来訪者の方々と 歓談の場としてご利用になれます。
工芸室	9:00~17:00	無料	趣味活動の場としてご利用いた だけます。利用の際には「共用施設利 用許可願」をご提出ください。
洗濯機 乾燥機	6:00~21:00 6:00~21:00	それぞれ 100円/回	2・3・4階に設置してあり、共同 利用となります。ご利用の順番等は 皆さままで調整してください。
ゲストルーム	チェックイン 15:00~  チェックアウト 10:00	中学生以上 2,700円/日 4歳以上小学生 1,350円/日 4歳未満は無料	ご利用希望の方は、「ゲストルーム 利用申請書」を提出ください。食事 を希望される場合は、「来客食申込 書」も併せて提出ください。なお、 連泊は2泊までとなります。 また、同一の方によるご利用は、年 3回を限度とします。
駐車場		5,500円/月 指定口座から引 落としになります	「駐車場利用希望届」を提出いた だき、許可された方が利用できます。 ご利用期間は4月~翌3月までと いたします。引き続き利用される方 は、「駐車場利用期間更新申請」等 を提出いただきます。
駐輪場		無料	「駐輪場利用申請書」を提出いた だき、許可された方が利用できます。
巡回バス	平日の 1便 8:30 2便 11:30 3便 14:45 ※年末年始・土・日・祝 運休	無料	運行経路については、運行案内をご 確認ください。 外出行事等により運休する場合は、 予めご案内いたします。
買物便	2回/月 13:30~15:00	無料	近隣のショッピングセンターに行き ます。
図書室	7:00~19:00	無料	貸出制限はありませんが、貸出簿に 必要事項をご記入ください。

#### 4. 使用料等一覧

項 目	料 金 の 基 準	支 払 方 法	備 考
居住に要する費用	31,000円 ※ご夫婦で2人用居室をご利用の場合は、 23,250円/1人	月払い 指定口座から引 落としになります	契約日を起算日とし入居期間が、1ヶ月に満たない場合でも減額はありません。
生活費	国で定めた基準額による。	月払い 指定口座から引 落としになります	入退居日を起算日とし入居期間が1ヶ月に満たない場合は、日割り計算いたします。 生活費の減額は、欠食届を3日前の午前7時までに提出し、かつ1日3食とも欠食された場合のみ行います。(1日当たりの食材料費相当額)翌月の使用料請求時に、減額分を差し引きます。
(冬季加算)	国で定めた基準額による。 (1ヶ月2,150円)	月払い 指定口座から引 落としになります	冬季加算は11月～翌3月に発生します。
サービスの提供に要する費用	国で定めた基準額による。	月払い 指定口座から引 落としになります	夫婦で入居する場合は、夫婦の収入合計額から必要経費を差引き、その2分の1をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については、基準額より30%減額した額を本人からのサービスに要する費用徴収額とし、1円未満は切り捨てます。  入退居日を起算日とし入居期間が10日間以内であるときは、サービスに要する費用負担額に2分の1を乗じて得た額とします。
電 気	契約会社の基準による。	月払い	
上下水道		月払い 指定口座から引 落としになります	ケアハウス職員がメーター確認し、使用料換算表に基づき、請求いたします。
ガ ス	契約会社の基準による。	月払い	

項目	料金の基準	支払方法	備考
電話	契約会社の基準による。	月払い	内線は無料です。外線は個々に契約が必要です。
NHK	無料		減免申請が必要となります。
CATV	契約会社の基準による。	月払い	

## 5. 運営上の連絡

項目	内容
入室 (緊急入室)	<p>次のような場合には、在・不在を問わず、入室をいたします。</p> <p>①入居者の生命、身体その他健康上、緊急の必要があると思われるとき。 非常通報装置のブザーが作動し、電話などでの応答がなかったり、火気の不安があるときなど。</p> <p>②室内の防災設備や安全設備の点検・修理・修繕のとき。</p> <p>③管理上やむを得ないと思われるとき。(水漏れ等)</p>
夜間の管理	<p>夜間の緊急時対応は、併設の特別養護老人ホームの夜勤職員が行います。 (20:30～翌7:00まで)</p>

## 6. 約束事・日常生活について

項目	内容
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電磁調理器・アイロン・コタツ等の消し忘れには、十分ご注意ください。</li> <li>・お部屋での・ローソク・線香・石油ストーブ等の使用はご遠慮ください。</li> <li>・ベランダは、非常階段に通じる通路となりますので、荷物等は置かないでください。</li> <li>・非常・災害時は、エレベーターの使用はできません。</li> <li>・防災(災害)訓練は、皆さんの大切な命を守るための訓練です。必ず参加してください。</li> </ul>
防犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多額の現金を所持しないようお願いします。</li> <li>・貴重品は厳重に保管してください。</li> <li>・居室を空ける場合には、必ず施錠してください。</li> <li>・敷地及び建物内に不審な物がある場合は、直ちに職員までお知らせください。</li> <li>・不審な電話や郵便物等が届きましたら、職員にお知らせください。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の対応は職員が行いますが、日常の健康はご自身でお守りください。</li> <li>・定期健康診断は1年に1回指定医療機関にて必ず受けていただきます。結果については、健康管理の資料といたします。</li> <li>・体調が優れないときは、早めに職員へお知らせください。</li> <li>・健康相談・栄養相談等は随時行いますので、遠慮なくお申し出てください。</li> <li>・介護保険証、介護保険負担割合証、後期高齢者医療(健康保険)被保険者証、診察券等はすぐに準備できるよう大切に保管してください。</li> </ul> <p>なお、緊急時等に備えて、介護保険証、介護保険負担割合証、後期高齢者医療</p>

	<p>(健康保険)被保険者証、処方箋(薬の説明書)の写しをお預りさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ病院や保険証等に変更がありましたら、お知らせください。</li> <li>・インフルエンザの予防接種については、アレルギーがない限り接種にご協力ください。また、手洗い・うがい・マスク等予防に心がけましょう。</li> </ul>
ゴミの処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ類は、市で指定されたゴミ袋に入れ、所定のゴミ庫にお出してください。</li> <li>・粗大ゴミは、市の粗大ゴミ受付センターに直接お申し込みください。 電話番号(305)4000</li> </ul>
喫煙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は敷地内全面禁煙となりますので、喫煙はご遠慮ください。</li> </ul>
新聞購読	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人で新聞購読を希望される方は、直接新聞販売店にお申し込みください。</li> </ul>
居室への宿泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご入居者以外の居室宿泊はできません。宿泊希望の場合は、ゲストルームの利用をご確認ください。</li> </ul>
緊急連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居時に、緊急連絡先(第1・第2)を届けていただきます。連絡先等の変更が生じた場合は速やかにお知らせください。</li> </ul>
住所表記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便物・宅配物は下記の住所表記で送っていただくよう、家族や知人等にお知らせください。郵便は、郵便局で住所の変更手続きをお願いします。 〒279-0023 千葉県浦安市高洲九丁目3番1号 浦安市ケアハウス ○○○○号室</li> </ul>
クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアハウスでのクラブ活動は、入居者の皆様の自主的な運営にお任せしております。職員は、共用施設の利用調整や備品の貸出し、クラブ結成の手伝い(参加者募集や活動内容等の助言)をさせていただきます。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程や重要事項説明書を、ご確認ください。</li> <li>・相談ごと、心配ごとのあるときは、職員にお申し出ください。</li> <li>・共用施設・設備等は、ご入居者の皆さまが気持ちよく利用できるよう、マナーを守ってご使用ください。又、施設の設備・備品は大切にご使用ください。</li> <li>・金銭、薬等の貸し借りは、トラブルのもとになりますのでご遠慮ください。</li> <li>・入居者満足度調査、嗜好調査等、施設運営に関する調査、聞き取りを年1回実施いたしますので、ご協力お願いいたします。</li> </ul>

## 7. 居室内設備の費用負担について

居室に設備として設置しているもので、入居者が通常に使用して故障等による修理又は取替えについて、その費用は施設側となります。

### 居室の付帯設備

- (1) 電磁調理器
- (2) ミニキッチン（混合栓）
- (3) ルームエアコン
- (4) 洗面台（混合栓）
- (5) トイレ（ウォシュレット付）
- (6) シャワールーム
- (7) 洗濯パン
- (8) 押し入れ
- (9) 収納庫
- (10) 室内照明器具
- (11) 電話機（内線）\*外線は電話会社との個別契約となります。
- (12) ナースコール（居室2ヶ所、トイレ1ヶ所）
- (13) 生活リズムセンサー

付帯設備の日常の清掃、維持管理は入居者でお願いします。

なお、入居者が、故意又は過失によって発生した修理・取替え・紛失については本人負担となります。

## 8. 苦情について

- (1) サービスご利用の方、ご家族の方で ①サービスの内容に関する事 ②サービス利用契約の締結及び履行に関する事等について、施設へのご不満や改善を望む事がありましたら遠慮なくお申し付けください。
- (2) 第三者委員とは、サービス利用者と施設の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決する為に設けられた制度です。希望される場合は第三者委員を交えてお話し合いもできます。

小嶋 哲夫（浦安市社会福祉協議会常務理事）

連絡先 047-355-5271

武部 晴子（浦安市民生委員児童委員協議会南地区会長）

連絡先 047-354-2242

- (3) 匿名での苦情申し出も出来ます。施設に備え付けの投票用紙にご記入の上、施設の投書箱へ投函するか、切手を貼って郵送してください。
- (4) 費用は一切掛かりません。

(5) 苦情の申し出先

〒279-0023

千葉県浦安市高洲9-3-1

浦安市ケアハウス

TEL 047-382-2943

FAX 047-382-2936

施設に相談しづらい場合は、下記の機関でも受け付けています。

〒279-0004

千葉県浦安市猫実1-1-1

浦安市高齢者福祉課

TEL 047-351-1111 (代表)

FAX 047-381-0800 (直通)

〒260-8508

千葉県中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター内

千葉県運営適正化委員会

TEL 043-246-0294

FAX 043-246-0298

9. 退去について

ケアハウスでは、入居の皆様が安心して生活が過ごせるように生活支援を行います。介護が必要となったとき、介護保険等居宅サービスを利用してケアハウスでの自立生活が維持できるよう努めてください。

しかし、下記の状況にあてはまりますと、ケアハウスを退去に至る場合があります。

「浦安市ケアハウス入居契約書」第25条（契約の解除）に規定する要件を欠いたとき

- (1) 他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき
- (2) 利用料を3か月以上支払わないとき
- (4) 入居の要件に関して、提出書類で虚偽の事項を申告したとき
- (5) サービスに要する費用の減額に当たって虚偽の届け出を行ったとき
- (6) 施設長の承諾を得ないで、施設の建物や付帯設備等の住宅改修、模様替えを行い、かつ原状回復を行わないとき
- (7) 個別の日常生活上の援助（調理を除く）又は介護を必要とする状態であるにも関わらず、それらを受けないとき
- (8) 金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断ができなくなったとき
- (9) その他、本契約書、運営規程の各項に違反したとき

以上

2026年1月1日 改訂